

2025年8月1日

東京都千代田区麹町六丁目6番2号
株式会社ARIGATOBANK

資金決済に関する法律に基づく払戻しのご案内

この度、株式会社ARIGATOBANKが発行する第三者型前払式支払手段「ARIGATOBANK残高」「受取り待ち残高」につきまして、2025年9月30日をもちましてご提供を終了し、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施いたします。

未使用の「ARIGATOBANK残高」をお持ちのお客様、ならびに未受取りの「受取り待ち残高」をお持ちのお客様は「ARIGATOBANK残高」としてお受取りのうえ、利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し申出期間内にお申し出いただけますようお願いいたします。

なお、払戻しには1件当たり230円（税込）の振込手数料がかかります。手数料のお支払いを希望されない場合は、利用終了日の2025年9月30日までに残高を使い切ってくださいようお願いいたします。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号・名称

株式会社ARIGATOBANK

2. ご利用終了および払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

「ARIGATOBANK残高」

「受取り待ち残高」

3. ご利用終了日

2025年9月30日（火）

4. 払戻し申出期間

2025年10月1日（水）15時00分から2026年1月9日（金）14時59分まで

※当該申出期間内に申し出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。

5. 申出の方法

上記払戻しの申出期間中に、当社「arigatobank」アプリにログインの上、画面に表示される案内に従ってお申し出ください。申出手続きの詳細につきましては、払戻し開始時点で改めてご案内します。

6. 払戻しの方法

ご指定の金融機関口座へ振込します。払戻し申出手続きにて表示されるGM0-PG送金サービスの入力画面にて、振込先金融機関口座情報を入力してご指定ください。申出手続きの詳細につきましては、払戻し開始時点で改めてご案内します。

払戻しにかかる振込手数料は、1件あたり230円（税込）です。払戻し対象の未使用残高から、振込手数料を控除した額を振込いたします。

払戻しの申出後、1週間程度をめぐりご指定の金融機関口座へ順次払戻しを実施いたします。

7. お問い合わせ先

株式会社ARIGATOBANK お問い合わせ窓口

- arigatobankアプリから

アカウント > ヘルプ&サポート > お問い合わせ

- お問い合わせフォームURL

<https://support.arigatobank.com/hc/ja/requests/new>